

平成22年第1回  
美唄市議会臨時会会議録  
平成22年1月27日（水曜日）  
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 会期決定の件  
第3 諸般報告  
第4 議長報告  
第5 議案第1号 平成21年度美唄市一般会計補正予算（第9号）

◎出席議員（16名）

|     |     |    |   |
|-----|-----|----|---|
| 議長  | 内馬場 | 克康 | 君 |
| 副議長 | 谷村  | 孝一 | 君 |
| 1番  | 吉岡  | 文子 | 君 |
| 2番  | 森川  | 明  | 君 |
| 3番  | 五十嵐 | 聡  | 君 |
| 4番  | 高田  | 正則 | 君 |
| 5番  | 高橋  | 幹夫 | 君 |
| 6番  | 阿部  | 義一 | 君 |
| 7番  | 長谷川 | 吉春 | 君 |
| 8番  | 米田  | 良克 | 君 |
| 9番  | 白木  | 優志 | 君 |
| 10番 | 小関  | 勝教 | 君 |
| 11番 | 土井  | 敏興 | 君 |
| 12番 | 本郷  | 幸治 | 君 |
| 13番 | 紫藤  | 政則 | 君 |
| 14番 | 林   | 国夫 | 君 |

◎出席説明員

|    |   |    |    |   |
|----|---|----|----|---|
| 市  | 長 | 桜井 | 道夫 | 君 |
| 副市 | 長 | 斎藤 | 正紀 | 君 |

|               |    |    |   |
|---------------|----|----|---|
| 総務部長          | 安田 | 昌彰 | 君 |
| 市民部長          | 岩本 | 良一 | 君 |
| 保健福祉部長兼福祉事務所長 | 中川 | 直紀 | 君 |
| 商工交流部長        | 岡嶋 | 博文 | 君 |
| 都市整備部長        | 山口 | 隆慶 | 君 |
| 総務部総務課長       | 大崎 | 聡  | 君 |
| 総務部総務課総務係長    | 村上 | 孝徳 | 君 |

|           |    |    |   |
|-----------|----|----|---|
| 教育委員会委員長  | 白戸 | 仁康 | 君 |
| 教育委員会教育長  | 板東 | 知文 | 君 |
| 教育委員会教育部長 | 前田 | 敏和 | 君 |

◎事務局職員出席者

|      |    |    |   |
|------|----|----|---|
| 事務局長 | 藤井 | 英昭 | 君 |
| 次長   | 中平 | 匡司 | 君 |

午前10時00分 開会

●議長内馬場克康君 ただいまより、本日をもって招集されました、平成22年第1回美唄市議会臨時会を開会いたします。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

14番 林 国夫議員、  
15番 谷村孝一議員、  
を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日より1月28日までの2日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって諸般報告を終わります。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって議長報告を終わります。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第5、議案第1号平成21年度美唄市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第1号平成21年度美唄市一般会計補正予算（第9号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条債務負担行為について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額からそれぞれ5,571万円を減額補正し、補正後の予算総額を18億1,664万5,000円にしようとする

もので、補正内容につきまして歳出から申し上げますと、一般会計補正予算（第3号）において地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して実施することとした事業のうち、衛生費の最終処分場法面保護事業に要する経費を減額し、変えて当該交付金を活用する事業として、総務費に旧南美唄生活館解体事業と旧南美唄老人寿の家解体事業に要する経費を計上するものでございます。

なお、最終処分場法面保護事業につきましては、安全面や施工時期を考慮し、工事着手を雪解け後にすること、また、事業費が増加することから、改めて国の第2次補正予算で予定されている地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用する事業として、2月中に歳入歳出予算及び繰越明許費の設定について補正予算を提案させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計補正予算（第7号）において、地域活性化・安全対策基金を活用して実施することとした事業のうち、教育費の小学校耐震化事業の入札執行残額分を減額し、当該基金の残額を有効に活用するため、商工費にまちなか交流広場に照明設備を整備する、まちなか交流広場整備事業に要する経費を計上し、次に、道営住宅建設用地の売却価格が当初見込み額から大幅に減額となり、財産収入が減収となることから、事業主体変更に向けて購入する予定の道営住宅美の里団地のうち土地処分について、平成22年度から5年間での分割払いにするため、土木費の道営住宅取得事業に要する経費を減額し、次に、一般会計補正予算（第3号）及び（第7号）において、民生費に計上済みの介護基盤緊急整

備等補助事業について、施設開設のための事務費等が補助対象となったことから、補助金を増額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、財産収入の減額のほか、歳出に対応する地方交付税、国庫支出金、道支出金、繰入金をそれぞれ増額・減額し、財源対応いたしました。

第2条債務負担行為の補正につきましては、道営住宅取得事業における美の里団地の土地取得費を平成22年度から平成26年度までの5年間で分割払いする事から、今回債務負担行為を追加補正しようとするものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第1号については大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第1号について、大綱質疑を行います。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 ただ今提案がありました、議案第1号平成21年度美唄市一般会計補正予算(第9号)に対します大綱質疑を行います。質疑の内容は、項目的には3項目でございます。

1つは予算の執行責任をお持ちの美唄市長としての、その考え方についてでございますが、今ほどありましたように、今回の補正予算に関しましては、財産収入の土地売払い

収入に関しまして、1億0,800万円の歳入欠陥を生ずる補正ということでございます。対応財源、それから、その歳入欠陥をどのようにするのかということで、収支つじつま合わせた補正を組まれておりますが、この多額の歳入欠陥を生じたということについて、市長としてその執行責任をどのように受けとめておいでになるのか。この事が1つでございます。

2点目は、補正予算の第2条、債務負担行為補正の関係でございますが、債務負担行為の設定に当たりまして、これは市長の御認識でございますが、お伺いをしたいと思います。今次の債務負担行為補正につきましては、道営住宅取得事業、当初、単年度で取得するという計画で予算計上されてたわけですが、先程の歳入の欠陥との関連から、土地に関して債務負担行為を設定して5カ年で分割をすると。670万余の利子を添えた限度額の設定ということになるかと思うわけですが、私自身は債務負担行為のあるべき制度ということからして、この設定のあり方について疑義がございます。債務負担行為の設定に当たって、留意しなければならない制度本来の趣旨というのを、どのように認識をして、今次補正となったのか、お答えをいただきたいと思います。

疑問に思うというのは具体的にどうということかと申しますと、ご案内のとおり、債務負担行為は単年度予算主義の例外規定でございます。国の財政法の債務負担行為というものを準拠して、地方自治法の改正が昭和30年か31年だったと思いますが、自治法が出来たのが昭和22年でございますから、そ

の後、国の扱いに準拠して制度が設けられたというふうに承知をしてございます。そこで、この債務負担行為の私なりに考えます制度本来の趣旨というのはいったい何かと言いますと、債務の原因となる事実が後年度にわたって存続をするということが1つのポイントだというふうに思うわけでございます。

当該事例の場合は、土地を切り売りして、例えば5年かけて取得をするというものでなくて、契約は1本にするけれども取得も単年度で取得してしまうわけでございまして、この本来の趣旨であります債務の原因となる事実というの、単年度で消滅をしてしまうわけでございまして、こんな趣旨からすると、単に支払いの繰り延べでありますし、後年度に財政支出を、言わば先送りしてくという、財源操作上の扱いと、こう言わざるを得ないわけでございまして、制度本来の趣旨から逸脱をしているのではないかという認識に立って、この疑義を申し上げたわけでございます。この辺、制度本来の趣旨ということで私は申し上げましたが、このことにつきましては、当時の自治省の見解も明らかにされているわけでございますし、釈迦に説法でございますけれども、どのような認識に至っているのか、お答えをいただきたいということでございます。

3点目は、美唄市の財政健全化計画との整合性についてでございます。執行側も議会も市民の皆さん方も、美唄市の最大かつ深刻な重要な政策課題は財政の健全化でございます。2年前に財政の健全化計画に向けて、市民の合意形成を行いました。そして、市民の皆さんに行政サービスの低下やら固定資産税やら

軽自動車税等の増税と、こういう事を痛みを強いて、更に、職員の皆さんにはそれまでの地域給の導入含めて20%に及ぶ給与の削減を強いて、そして、41億円の財源を捻出するために、つくり上げたものでございます。今次の道営住宅建設関連事業及び取得事業に関しまして、財政健全化計画の中に、この補正に盛り込まれた内容というものがどのように反映されているのか、整合性がとれているものなのか。私の今のこのデータといいましょうか、の中では、伺い知ることができませんので、整合性がとれているのか、とれていないのか、この辺明らかにしていただきたいと思っております。

以上、3点お答えをいただきたいと思っております。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の大綱質疑にお答えします。

最初に、道営住宅の建設についてですが、少子高齢化や人口が減少する中で、市役所、病院、商業施設が集積する中心市街地に新たに道営住宅を建設することは、都市機能の集積を高め、安心して安全なコンパクトなまちづくりを進める上で重要な役割を果たすものと考えております。昨年9月に道が市に示した土地価格と市の譲渡希望価格に大幅な乖離があったことから、本市の財政に及ぼす影響を可能な限り少なくし、事業を進めていくため、私自身道に出向き、土地価格の見直しなどについてお願いをしてきたところでありますが、それまでの道との協議が十分でなかった面があり、結果としまして1億0,800万円の歳入欠損が生じることとなり、市議

会を初め、市民の皆さんに心よりおわび申し上げるところでございます。

今後、このような事態が生じないよう、事務事業の進行管理を徹底し、市民の信託に積極的にこたえることができる事務執行体制を早急に確立する決意であります。

次に、債務負担行為設定のあり方についてありますが、地方自治法 214 条において、歳出予算の金額、継続費の総額、または繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかねばならないと規定されております。国からの通知では、特に物件の購入、または建設工事に係るものについて、債務負担の原因となる事実が、数年度にわたって継続する場合に設定することがその本来の趣旨であり、公共施設等の建設に当たり、財源の調達手段として債務負担行為を設定し、施設の建設完了後にその建設に要した経費を長期にわたり支出することは適当でないといわれています。この度の、美の里団地の土地の購入については、道営住宅建設用地の売却価格が大幅に減額となったことから、本市の財政事情を勘案し、道との協議の上で分割払いの方法によることとし、債務負担行為を設定するものであります。なお、土地の取得費を 5 年間の債務負担行為として設定するものであり、国の通知にある「長期にわたりその経費を支出する」のではなく、制度の趣旨には反しないものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

道営住宅関連の事業と財政健全化計画の整合性についてであります。平成 20 年度

に策定した財政健全化計画においては、健全化の具体的項目及び財政推計の中に、このたびの道営住宅の建設に関連する内容は見込んでおりませんが、平成 21 年度の予算において財産収入、約 1 億 0,800 万円の歳入欠陥は、財政運営上大きな影響がありますので、予算の収支均衡を図るため、美の里団地の建物は歳出予算で購入し、土地については平成 22 年度以降 5 年間の分割払いをするものでございます。

また、債務負担行為の設定による今後の財政指標への影響について、現時点で試算しますと、実質公債費比率では、平成 22 年度から 26 年度まで隔年 0.2% 程度、将来負担比率では平成 21 年度が 1% 程度、22 年度から 25 年度までは年々 0.2% ずつ減少するものの、それぞれ比率を押し上げる要因となりますが、いずれも早期健全化基準を下回るものと判断しております。

なお、今後、財政健全計画については、道営住宅の事業主体変更による使用料、さらには維持管理費、債務負担行為による将来負担も含め、見直していくこととしており、健全化計画が目指す実質収支の黒字化や、早期健全化団体にならないよう、適切な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 13 番、紫藤政則議員。

●13 番紫藤政則議員 予算の執行責任の部分につきましては、今後、進行管理をしっかり徹底してくと、こんな意味で事務の執行体制をつくっていききたいというお話でございました。これは責任はどうするのかということをお私どもがどうせと、こういうのは本来的で

はないかと思えますのでね、このことの深追いは避けたいと思えますけども。私自身はこれらの整理、総括、原因の究明、こういうものがしっかりなされない限り、うやむやに終わらしてはいけない内容だという、このことだけは申し上げておきたいと思えますね。そのために長としての主体性をどのように発揮されるかというのが当面の執行責任のとり方だろうと思えます。通常、これらが、世間一般の評価というふうになりますと、この程度の表現で済むものかどうなのかというのは、大変疑義があるところでございます。委員会の審査等の中でまた議論が出来たらと思えますので、特にこの点については答弁は結構でございます。

債務負担行為の設定について、私は疑義があると申し上げましたが、疑義がないと。これは、本来の債務負担行為設定の趣旨というものに合致をするというお答えでございました。これも認識を大きく異にいたします。債務負担行為は、債務を負担する行為があり、その支払いが分割をされるということが、債務負担行為の本来の趣旨ではないということをご冒頭申し上げましたが、その理解というものに私の認識との一致点がないわけでございまして、このことにつきましては、1回目の質疑で申し上げましたけれども、年度当初に単年度で買おうとした、そして、首尾よく計画どおりいけば、来年度ですね、来年度から自主的な事業主体の変更が行われる。管理が移管されるという予定は変わってないようでございます。いわゆる取得がされるということでもあります。この事実が変わっていない。それなのに支払いだけ、分割の支払いがある。

このことは、制度の趣旨に合致はしてないと。今の御答弁聞いてもその疑念は晴れないわけでございます。この機会ですからね、同じことを答えられるのであれば、ご答弁結構ですけど、この点、いやいやあなたの認識が異なります、ということであれば、具体的にお示しいただいて、ご答弁いただければありがたい。同じ答弁であれば、答弁は結構でございます。

3点目ですね、これは計画に反映してないということですね、一言で言えば。計画に反映してないけども、予算でこういうふうにしましたよってということですね。お聞きをいただいた各議員、そして傍聴されている、テレビを見ている市民の皆さんもおいでなのかもしれません。それで果たしていいのかどうなのかですね。私達がこの後、委員会の審査ということになりますけれども、それで審査できるんでしょうか。財政の健全化という視点から、他の事業にしわ寄せが行ったり、計画に盛られている内容の変更を来したり、そういう可能性がないということと判断できるというふうにお思いなのかですね。私はそう思わない。あれだけ長い時間をかけてつくり上げた財政健全化計画が、こうなりますという変更後の計画書を合わせて付けて審査すべきだと、私はこのように思うんですけれどもね。議会側の対応もございすけど、当面、とりあえず、提案する側の姿勢として、再度市長にご答弁いただきたい。

●議長内馬場克康君 副市長。

●副市長斎藤正紀君 大変恐縮でございますが、答弁準備のためお時間をちょうだいしたいと存知しますので、よろしくお取り計らい

でございますよう、よろしくお願いいたします。

●議長内馬場克康君 何分程度。

●副市長斎藤正紀君 30分程度お願いしたいと思います。

●議長内馬場克康君 ただいま紫藤議員の質疑に対し、理事者より答弁準備の申し出がありましたので、30分程度休憩いたします。

---

午前10時24分休憩

午後 1時00分開議

---

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

この場合、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

●市長桜井道夫君 先ほどご説明申し上げました提案理由におきまして、最終処分場法面保護事業にかかる今後の予定の部分について、一部不適切な発言ございましたので、取り消しをお願いしたいと思います。

発言内容については次のとおりであります。「なお、最終処分場法面保護事業につきましては、安全面や施工時期を配慮し、工事着手を雪解け後にすること。また、事業費が増加することから、改めて国の第2次補正予算で予定されている地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用する事業として、2月中に歳入歳出予算及び繰越明許費の設定について、補正予算を提案させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。」の部分であります。

議長におきまして、よろしくお取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

●議長内馬場克康君 ただいま市長から議案第1号の提案説明における発言の一部について、取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、市長からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

これより、先ほどの紫藤議員の大綱質疑に対する理事者の答弁を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君 答弁準備に時間をいただきありがとうございました。紫藤議員の大綱質疑にお答えさせていただきます。

債務負担行為につきましては、単年度予算の例外として特に物件の購入、または建設工事に係るものについて、債務負担の原因となる事実が数年度にわたって継続する場合に設定することがその本来の趣旨であり、基本的考え方については、議員同様の認識に立っているところでございます。

なお、このたびの美の里団地の土地取得に係る債務負担行為の設定につきましては、許容範囲であるものと考えており、将来の健全な財政運営に十分に留意してまいりたいと考えております。

次に、財政健全化計画についてであります。が、財政健全化計画は、社会経済情勢の変化や市民ニーズなどを十分に踏まえながら、毎年度見直しすることとしております。今年度の計画の見直しに当たっては、100年に1度と言われる世界的な景気の悪化により、数

次の経済対策がとられていることや、政策転換が進められており、事業の見直しや税制改正など大きな制度変更が見込まれることから、国の政策や地方財政対策などを十分に踏まえることが必要であり、現在、平成22年度の予算編成と合わせて、財政健全化計画の見直し作業を進めてるところであります。

なお、計画の見直しが取りまとまった段階で議会に報告することとしておりますが、今議会で提案しております議案を円滑に審査いただけるよう、現時点での見直しの考え方などを説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 これをもって、大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号については15人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委

員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

吉岡文子議員、森川明議員、  
五十嵐聡議員、高田正則議員、  
高橋幹夫議員、阿部義一議員、  
長谷川吉春議員、米田良克議員、  
白木優志議員、小関勝教議員、  
土井敏興議員、本郷幸治議員、  
紫藤政則議員、林国夫議員、  
谷村孝一議員、

の以上15人の議員を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

●内馬場克康君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

---

午後 1 時04分 散会